

開成町新庁舎ネットワークシステム等構築業務委託
公募型プロポーザル 実施要領

令和元年 6 月

開成町

1 目的

この要領は、開成町新庁舎建設に伴うネットワーク等構築業務について、当該業務の目的及び内容に最も適した事業者を選定するため公募型プロポーザル方式を実施するに当たり、必要な事項を定めるものです。

本プロポーザルは、新庁舎における基本設計等を十分に理解したうえで、町民サービスの向上や事務の効率化、オフィス環境の向上を図るため、本業務に最も適した専門的な知識を有する事業者を特定するために実施します。

2 業務概要

(1) 業務名

令和元年度 開成町新庁舎ネットワークシステム等構築業務委託

(2) 業務内容

「開成町新庁舎ネットワークシステム等構築業務委託調達仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和2年5月29日まで

なお、機器等の賃借については、導入する機器等の数量、仕様が確定した時点で賃貸借契約の指名競争入札を行います。賃貸借期間は長期継続契約による令和2年5月1日から令和7年4月30日までを予定しています。

(4) 契約限度額

・業務委託額 18,385,000円（消費税及び地方消費税を含む）

・リース物件額 20,460,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※リース物件額には、保守業務料、ファイナンスによる利息を含むものとします。

(5) 支払条件

完成払い

3 参加資格

本募集による受託者の選定に参加することができる者（以下、「参加者」という。）は、以下の参加資格要件を全て満たすものとします。

- (1) 開成町の競争入札参加資格（一般委託：情報処理業務委託）を有することについて町長の認定を受けている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 直近2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生（再生）手続の開始決定を受けた後、(1)の競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。
- (4) 6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。ただし、貸家更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生（再生）手続の開始決定を受けた後、

- (1) の競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。
- (5) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- (6) 次の(ア)から(エ)のいずれにも該当しない者であること。
- (ア) 開成町暴力団排除条例第2条第2号、第4号及び第5号の規定に該当する者。
- (イ) 開成町暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者。
- (ウ) 神奈川県暴力団排除条例第23条に規定する利益供与等を行っている者。
- (エ) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たりその相手方が上記(ア)に該当することを知りながら当該者と契約を締結しようとする者。
- (7) 事業税、消費税、地方消費税を滞納している者でないこと。
- (8) 本業務に従事する技術者は、本業務に関係する機器及びシステム等の技術的内容を熟知し、町と円滑に協議が可能な知識及び能力を有する者を配置できること。
- (9) システム障害等があった場合、迅速に対応できるサポート体制が整えられること。
- (10) 過去10年以内に、国又は地方公共団体の庁舎ネットワークシステム構築を元請として複数回受注し、履行した実績があること。
- (11) 個人情報及び機密書類を取り扱うため、「プライバシーマーク」を取得していること、または JISQ15001 に準拠した個人情報保護マネジメントシステムを策定のうえ適切に運用しており、ホームページなどにその旨を公開していること。

4 実施スケジュール

実施スケジュールは、次のとおりとします。ただし、各項目の日程については、選定委員の都合等にあわせて適宜調整できるものとします。

項番	項目	日程
1	公募開始（町ホームページ掲載）	令和元年6月12日（水）
2	質問書の受付期限	令和元年6月21日（金）17時まで
3	質問書に対する回答	令和元年6月26日（水）
4	参加申込書の受付期限	令和元年7月3日（水）17時まで
5	企画提案書の受付期限	令和元年7月10日（水）17時まで
6	企画提案書の審査（プレゼンテーション及びヒアリングの実施）	令和元年7月17日（水）
7	審査結果の通知	令和元年7月下旬
8	契約締結	令和元年8月初旬

※土・日曜及び祝日を除く

5 参加手続スケジュール

配付期間	令和元年6月12日（水）から 令和元年7月10日（水）まで
配布資料	- 開成町新庁舎ネットワークシステム等構築業務委託公募型プロポーザル実施要領 - 開成町新庁舎ネットワークシステム等構築業務委託調達仕様書 - 様式集 ・質問書（様式1） ・参加申込書（様式2） ・主要業務実績表（様式3） ・企画提案書（様式4） ・業務委託参考見積書（様式5） ・リース物件参考見積書（様式6） ・企画提案資料表紙（様式7） - 参考資料 ・新庁舎レイアウト図（参考資料1） ・新庁舎弱配線ルート図（参考資料2）
入手方法	開成町ホームページで公開する。 http://www.town.kaisei.kanagawa.jp ※役場窓口での配布は行いません。

6 質問の受付及び回答

プロポーザル実施に係る質疑は、全て質問書によることとします。質疑がある場合は、次のとおり質問書（様式1）を提出してください。

受付期間	令和元年6月12日（水）から 令和元年6月21日（金）まで
提出方法	質問書（様式1）に必要事項を簡潔に記載し、あらかじめ発注担当課に電話連絡のうえ、電子メールで次のアドレスに送信してください。 専用アドレス E-mail tyousya@town.kaisei.kanagawa.jp
回答方法	質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、令和元年6月26日（水）までに町ホームページにおいて公表します。 なお、質問回答書は、本実施要領の追加又は修正として、実施要領と同様に扱います。 電話等による問い合わせや評価に関わる事項には回答しません。

7 参加申込書の受付

受付期間	令和元年6月12日（水）から 令和元年7月 3日（水）まで
提出方法	持参又は郵送 ※郵送の場合は、簡易書留郵便など配達完了の確認ができる方法によるものとし、受付期限までに必着とします。
提出書類	1 参加申込書（様式2） 事業者の概要がわかる会社概要等のパンフレットを添付してください。 連絡先（担当者氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレスを含む。）を必ず記載してください。 2 企業概念 企業理念（経営方針）、創業年月日、従業員数、資本金、事業内容 ※必要事項の記載があればパンフレット等でも可 3 主要業務実績表（様式3） 過去10年以内に元請として履行した本業務と同種業務のうち、主なもの3業務について記載してください。 ※契約書等の写し（契約者名、契約期間及び請負業務の詳細な内容が分かる部分のみ）を添付してください。

8 企画提案書の提出

受付期間	令和元年6月12日（水）から 令和元年7月10日（水）まで
提出先	〒258-8502 神奈川県足柄上郡開成町延沢773番地 開成町行政推進部企画政策課情報担当
提出方法	持参又は郵送 ※郵送の場合は、簡易書留などの配達記録の確認ができる方法によるものとし、受付期限までに必着とします。
提出書類	企画提案書は、提案者のネットワーク構築業務に対する理念や取組方針を求めるものであり、次に定めるところにより提出してください。 構成については、表紙及び目次を作成し、次に示す必須記載項目を含む提案としてください。なお、下線部の表示方法は統一してください。 1 企画提案書（様式4） 1部 2 企画提案資料 8部 【提案項目】 ① <u>ネットワーク構築方針</u>

	実施体制及び配置予定者やネットワークの構成概要 など ② <u>セキュリティ対策</u> 有線ネットワーク（基幹系・情報系）と無線ネットワーク（情報系のそれぞれの特性を踏まえたセキュリティ対策 など ③ <u>業務継続の確保</u> 重要機器の冗長構成やネットワーク構成の拡張性 など ④ <u>保守及び運用サポート</u> 保守の問い合わせ対応や緊急時の対応 など ⑤ <u>付加価値提案内容</u> 本業務の実施に当たって有効と思われる提案 など ⑥ <u>業務委託参考見積書</u> 本業務の委託額（消費税及び地方消費税を含む） ⑦ <u>リース物件参考見積書</u> ・導入機器の合計額及び内訳書 ・賃借料5年間の合計額及び年度ごとの賃借料 (消費税及び地方消費税、ファイナンスによる利息を含む)
備考	1 企画提案書（様式4）には代表者印を押印すること。 2 企画提案資料は、提案項目ごとに作成（A4版・任意様式）し、項目順に並べ、「開成町新庁舎ネットワークシステム等構築業務委託公募型プロポーザル企画提案資料」と記載した表紙（様式7）をつけて、提案項目①から⑤を1組とし、左上をホチキス等で留めること。 3 企画提案資料には、会社名、ロゴマーク等、提案者が分かる表示は一切しないこと。

9 企画提案書の審査等

企画提案書の審査及び評価は、提出された企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を基に、町が設置する開成町新庁舎ネットワーク等構築業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行います。

なお、提案者が1者のみの場合であっても、プレゼンテーション及びヒアリングは実施します。

【プレゼンテーションの実施】

（1） 実施予定日

令和元年7月17日（水）

※時間・場所等の詳細については、別途通知する。

※上記日程は、参加申込者等の事情により変更される場合がある。

（2） 発表時間

30分程度（20分程度のプレゼンテーションの後、10分程度のヒアリングを実施します。）

(3) その他

プレゼンテーション出席者は、本業務に直接携わる予定の担当責任者を含め3名以内とします。

プレゼンテーションで利用する機器については、参加者が準備してください。ただし、プロジェクター及びスクリーン、接続ケーブル（HDMI）は町が準備するものを使用しても構いません。

10 委託候補者の特定

審査の結果、評価点数のもっとも高い提案をした事業者を最優秀者（委託候補者）として特定します。ただし、当該最高得点事業者が2人以上ある場合は、審査委員会の議決により特定するものとします。

11 特定結果の通知

特定結果は、企画提案のプレゼンテーションの実施後、速やかに文書にて通知するとともに、町ホームページで公表します。なお、選定結果についての問い合わせ、異議の申し立ては一切受け付けません。

12 随意契約に係る見積書の徴取等

審査委員会が特定した最優秀者を当該業務に係る見積書の徴取の相手方とします。

ただし、最優秀者に事故等があり見積書の徴取が不可能となった場合は、優秀者を見積書の徴取の相手方とし、以下、評価順位の上位の者から順に見積書の徴取の相手方とします。なお、見積額は業務委託参考見積書（様式5）で予定した額内とします。

なお、導入機器の賃貸借については、最優秀者と協議により決定した導入機器の合計額をもとにリース会社の指名競争入札を予定しています。

13 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査委員又はその関係者に接触を求めるなど、審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 契約候補者の選定から契約締結までの間に、契約候補者の資金事情の変化等により、業務履行が困難であると町が判断した場合
- (5) 契約候補者が参加資格要件に適合しなくなった場合

- (6) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為などにより、審査委員会が失格であると認めた場合

14 その他

- (1) 本プロポーザルに参加する企画提案書等の作成経費や旅費等の必要経費は、全て参加事業者の負担とする。
- (2) 提出書類で用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (3) 提出書類は、特に指定がある場合を除き、A4版普通紙を使用し文章は横書きにすること。文字サイズは10ポイント以上とする。
- (4) 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし町が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で利用できるものとする。また、本案件に係る情報公開請求があった場合には、開成町情報公開条例（平成13年開成町条例第18号）に基づき、提出書類を公開することがある。
- (5) 提出された企画提案書の書類は返却しない。

15 事務局

開成町行政推進部企画政策課情報担当

住 所 〒258-8502 神奈川県足柄上郡開成町延沢773

電 話 0465-84-0312（直通）

F A X 0465-82-5234

E-mail tyousya@town.kaisei.kanagawa.jp

企画提案の評価について

項番	提案項目	内容	配点
1	ネットワーク構築方針	実施体制及び配置予定者やネットワークの構成概要等の評価する。	10 点
2	セキュリティ対策	有線ネットワーク（基幹系・情報系）と無線ネットワーク（情報系）のそれぞれの特性を踏まえたセキュリティ対策等の評価する。	20 点
3	業務継続の確保	重要機器の冗長構成やネットワーク構成の拡張性等の評価する。	10 点
4	保守及び運用サポート	保守の問い合わせ対応や緊急時の対応等の評価する。	20 点
5	付加価値提案内容	本業務の実施に当たって有効と思われる提案等 を評価する。	20 点
6	業務委託参考見積書	配点に最安見積額の提案見積額に対する割合を 乗じて算出する。（少数第 1 位を四捨五入） 【評価点数＝10 点×最安見積額／提案見積額】	10 点
7	リース物件参考見積書	配点に最安見積額の提案見積額に対する割合を 乗じて算出する。（少数第 1 位を四捨五入） 【評価点数＝10 点×最安見積額／提案見積額】	10 点
合計			100 点

評価基準	評価	得点化方法
提案内容（業務実績）が非常に優れている	A	配点×1.0
提案内容（業務実績）が優れている	B	配点×0.8
提案内容（業務実績）が標準的である	C	配点×0.6
提案内容（業務実績）がやや劣っている	D	配点×0.4
提案内容（業務実績）が劣っている	E	配点×0.2

※提案項目「6 業務委託参考見積書」及び「7 リース物件参考見積書」を除く